

※下線部改正箇所

「全銀協 TIBOR 公表に係るコンティンジェンシー・プラン」新旧対照表

新（平成 30 年 3 月 16 日改正版）	旧（平成 29 年 2 月 20 日改正版）	備考
<p>2. 非常事態発生時に実施する措置 (2)基本的な対応 ③ 公表 i) 上記 2. (2)②iv) または v) の場合には、運営機関は 18 時までに全銀協 T I B O R レートを公表する。 ii) 公表は、原則として、通常時と同様、情報提供会社経由とする。</p> <p><u>iii) 運営機関が、情報提供会社からの公表が困難と判断した場合には、運営機関は全銀協 T I B O R レートを運営機関のホームページで公表するとともに、外部から非常事態の発生の事実および運営機関の対応状況の確認が可能となるよう対応する。ただし、運営機関が非常事態の影響を受け、大銀協に全銀協 T I B O R 公表事務の遂行を依頼した場合には、大銀協のホームページで全銀協 T I B O R レートを公表するものとする。なお、情報提供会社からの公表が可能になり次第、順次情報提供会社からの公表を実施する。</u></p>	<p>2. 非常事態発生時に実施する措置 (2)基本的な対応 ③ 公表 i) 上記 2. (2)②iv) または v) の場合には、運営機関は 18 時までに全銀協 T I B O R レートを公表する。 ii) 公表は、原則として、通常時と同様、情報提供会社経由とする。 <u>iii) リファレンス・バンクは、公表された画面において、自行の呈示レートが正しく表示されていることを確認する。仮に誤りがあった場合には、速やかに運営機関に連絡する。</u> iv) 運営機関が、情報提供会社からの公表が困難と判断した場合には、運営機関は全銀協 T I B O R レートを運営機関のホームページで公表するとともに、外部から非常事態の発生の事実および運営機関の対応状況の確認が可能となるよう対応する。ただし、運営機関が非常事態の影響を受け、大銀協に全銀協 T I B O R 公表事務の遂行を依頼した場合には、大銀協のホームページで全銀協 T I B O R レートを公表するものとする。なお、情報提供会社からの公表が可能になり次第、順次情報提供会社からの公表を実施する。</p>	<p>呈示レートの同時公表停止対応</p>
<p>3. 極度の市場ストレスの発生の場合の対応 (1)運営機関は、極度の市場ストレスが発生した場合においても、原則として、全銀協 T I B O R の算出・公表を行う。 (2)上記市場ストレス時において、リファレンス・バンクの一部からレート呈示が行われない等の事態が発生し、12 時 35 分を過ぎても、レートを呈示するリファレンス・バンクが 8 行に満たない場合には、上記 2. (2)②ii) から vii) の手続により全銀協 T I B O R の算出を行う。この場合の公表については、上記 2. (2)③ i) ii) <u>iii)</u> および (3) に準じる。</p>	<p>3. 極度の市場ストレスの発生の場合の対応 (1)運営機関は、極度の市場ストレスが発生した場合においても、原則として、全銀協 T I B O R の算出・公表を行う。 (2)上記市場ストレス時において、リファレンス・バンクの一部からレート呈示が行われない等の事態が発生し、12 時 35 分を過ぎても、レートを呈示するリファレンス・バンクが 8 行に満たない場合には、上記 2. (2)②ii) から vii) の手続により全銀協 T I B O R の算出を行う。この場合の公表については、上記 2. (2)③ i) ii) <u>iv)</u> および (3) に準じる。</p>	<p>文言修正</p>
<p>附則 (1. ～ 5. 省略) <u>6. 平成 30 年 3 月 16 日付の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する (改正事項： 2. (2) ③iii)、 3. (2))</u></p>	<p>附則 (1. ～ 5. 省略) (新設)</p>	<p>経過措置期間の定め</p>